

令和 5 年度

経済委員会説明資料

(所管事務)

労働委員会

目

次

1	組織図	-----	3
2	令和5年度歳入歳出予算の総括	-----	4
3	重点事業	-----	5
4	課別説明		
	(1) 調整課	-----	6
	(2) 審査課	-----	8

1 組織図

労働委員会

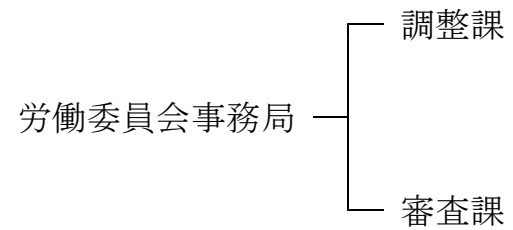
(1) 労働委員会委員 15名

公益委員 (5名)

労働者委員 (5名)

使用者委員 (5名)

(2) 労働委員会事務局



2 令和5年度歳入歳出予算の総括

(1) 一般会計

(単位：千円)

区 分	5 年 度	前 年 度		比 較		財 源 内 訳			
	当 初 予算額 A	当 初 予算額 B	最 終 予算額	増 減 A - B	率 $\frac{A}{B} \times 100$	特 定 財 源			一般財源
						国支出金	地 方 債	そ の 他	
労働委員会	111,217	109,149	108,128	2,068	101.9				111,217

3 重点事業

- (1) 労働組合法、労働関係調整法及び地方公営企業等の労働関係に関する法律等に基づき、不当労働行為の審査、集団的労使紛争の調整、労働組合の資格審査等を実施するとともに、個別的労使紛争の相談・あっせんに取り組むことにより、健全で安定した労使関係が構築されるよう努める。
- (2) 労働委員会は、中立・公正な立場で、労働基本権を擁護し、労使関係の安定化・正常化を図る専門的機関として、簡易・迅速に労働紛争を処理するため、事務局は、職員の資質向上に努め、委員会の適正・円滑な運営をはじめ、審査や調整等を行う委員を的確に補佐できるよう取り組む。

また、労働委員会の認知度向上を図り、利用促進につなげるため、関係機関と緊密に連携し、各種広報や出前講座等の周知啓発活動に積極的に取り組む。

調 整 課

1 事務分掌

担当名	分 掌 事 務
調 整 担 当	1 集团的労使紛争のあっせん、調停、仲裁に関する事。 2 個別的労使紛争のあっせんに関する事。 3 労働委員会の広報に関する事。

2 重点事業

(1) 自主的解決が困難な労働組合と使用者の間の「集团的労使紛争」について、当事者からの申請に基づき、「あっせん」等を行うことにより、労使紛争の自主的な解決を援助し、労使関係の安定化を図る。

また、「個別的労使紛争」の「相談」、「あっせん」に取り組むことにより、個々の労働者と使用者の間の個別的労使紛争の未然防止と速やかな解決を図る。

(2) 関係機関と緊密に連携し、各種広報や出前講座等の周知啓発活動に積極的に取り組むことにより、労働委員会に対するさらなる県民の認知度向上を図り、利用促進に努める。

審 查 課

1 事務分掌

担当名	分 掌 事 務
審 査 担 当	<ol style="list-style-type: none">1 不当労働行為の審査に関する事。2 労働組合の資格審査に関する事。3 争議行為の予告通知に関する事。4 個別的労使紛争のあっせんに関する事。

2 重点事業

使用者が、労働組合員であるために不利益な取扱いをしたり、団体交渉を正当な理由なく拒否したり、労働組合の結成や運営に対して支配介入するなど、労働組合法上の不当労働行為を行った場合に、労働組合又は組合員の申立により審査を行い、その事実があれば救済命令を発して是正させることにより、又は、救済命令以外の方法として当事者の合意に基づく和解により、安定した労使関係の維持、確立に努める。